## 平成29年度の鳥獣被害対策支援事業について

H29.4.1

鶴岡市農林水産部農政課

補助金名	有害鳥獣被害軽減モデル事業 (ハード支援)	鳥獣被害防止地域活動支援事業	有害鳥獣対策事業
補助対象経費	鳥獣被害防止のための電気柵の導入経費	地域が主体となって行う鳥獣被害防止対策 の活動経費	農作物被害防止を目的に被害対策用の 器具の購入経費
(具体例)	・電気柵の購入経費	・追い払い隊結成 ・被害防止資材購入 ・追い払い実証活動 ・研修活動	・爆音機、防鳥ネット、侵入防止柵等 (※捕獲器)の購入経費
事業主体	農業者、営農組織又は生産組合等	地域住民が組織する団体、営農組織 又は生産組合等	農業者、営農組織又は生産組合等
補助率	2分の1以内(上限20万円) (うち県補助:4分の1以内、上限10万円)	初年度10分の10(上限10万円) 以降2分の1以内(上限5万円) ※5年まで	2分の1以内(上限10万円)
財源	県単間接補助事業(市の補助金上乗せあり)	市単補助事業	市単補助事業
備 考	・補助対象は電気柵に限定。 ・県事業と実施のため募集時期などに制限 があります。※お問い合わせ願います。	<b>1.</b> (4) (3) (2) (7) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	・消耗品(追払い用花火等) は対象外 ・市税を滞納なく納付していることの確認が 必要 ※予算の範囲内で小型動物捕獲器も可。申 請時に農作物の被害状況や報告時に県の 捕獲許可が必要。